

中部地方建設局公示
天竜川水系等に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十六条の二第三項の水域及び通航方法を次のように指定し、昭和四十七年八月二十二日から適用する。
昭和四十七年八月十一日
中部地方建設局長 片岡勲二郎

一 水域
水系名 河川名 水城 番号
天竜川 小波川 一
左岸 長野県下伊那郡松川町大字生田字赤山金吾沢三千四百四十一番の地先の標柱一號
右岸 同県上伊那郡中川村大字大草字半崎六千八百八十四番の百六十番の地先の標柱二號

矢作川 矢作川 二
左岸 長野県東加茂郡旭町大字関通字カシヒラ五十一番の五十五番の地先の標柱一號
右岸 同県東加茂郡旭町大字関通字カシヒラ五十一番の七十五番の標柱二號
左岸 愛知縣東加茂郡旭町大字関通字カシヒラ五十一番の九地先の標柱四號
右岸 同県東加茂郡旭町大字関通字カシヒラ五十一番の二百地先の標柱三號

木曾川 木曾川 三
左岸 岐阜縣可兒郡御嵩町小和沢字北浦山七千五百五十二番の一地先の標柱一號
右岸 同県加茂郡八百津町八百津字川平千八百八十四番地先の標柱二號
左岸 岐阜縣可兒郡御嵩町小和沢字北浦山七千五百五十二番の一地先の標柱四號
右岸 同県加茂郡八百津町八百津字安渡千二百六十二番の一地先の標柱三號

二 通航方法
水系名 水城 番号
天竜川 一 舟
矢作川 二 舟
木曾川 三 舟
航路 時間 速度
標柱一號、二號と赤標柱の見通し線で囲まれた水域 午前八時三十分から午後五時三十分まで ニノット以下
標柱一號、二號と赤標柱の見通し線で囲まれた水域 午前八時三十分から午後五時三十分まで ニノット以下
標柱一號、二號と赤標柱の見通し線で囲まれた水域 日出から日没まで ニノット以下

安倍川水系等に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十六条の四第一項第三号の区域及び自動車等を次のように指定し、昭和四十七年八月二十二日から適用する。
昭和四十七年八月十一日
中部地方建設局長 片岡勲二郎

水系名 河川名 土 地 区 域
安倍川 安倍川 左岸 静岡市御前町百七十九番の一地先の標柱一號から
同市御前町百七十九番の一地先の標柱二號までの堤防の土地の区域
天竜川 天竜川 右岸 長野県上伊那郡中川村大字片桐字前ノ川四千八百九十九番の三地先の標柱一號から
同村同大字新田五千四百五十二番地先の標柱二號までの土地の区域

右岸 長野県上伊那郡中川村大字片桐字竹ノ下五千四百九十三番地先の標柱一號から
同村同大字中川原四千九百二十五番地先の標柱二號までの堤防の土地の区域
右岸 長野県上伊那郡中川村大字片桐字竹ノ下五千四百九十四番地先の標柱一號から
同村同大字同字五千五百五十四番の二地先の標柱二號までの堤防の土地の区域
同 右

法 務

再審による無罪判決の公示
再審無罪判決要旨
太田国三郎(住所京都府綴喜郡八幡町大字八幡村小字五反田一、いち恵荘、自動車運転者、昭和十八年七月五日生)に対して、「昭和四十五年四月二日京都市右京区西院東大丸町五の二番地先国道九号線において宮永吉春運転の普通乗用自動車に自車を衝突させ、よつて同人に加害三か月以上を要する傷害を負わせた」事実につき、略式命令(罰金四万円)が確定していたが、再審の結果、右事実につき、被告人の所為でないことが明らかとなつたから、昭和四十七年七月十四日無罪の旨を述べた。
昭和四十七年八月七日
右京簡易裁判所

公共企業体事項

日本国有鉄道

日本国有鉄道公報180号
昭和四十七年8月21日から、臨時乗車(自動車)における次の乗車券の業務取扱要領を右欄のように改正する。
昭和四十七年8月11日
現行業務取扱要領 改正業務取扱要領
客車乗車券 山 旅客、到着手荷物及び小荷物 旅客
ただし、代金引換の取扱いはしない。
昭和四十七年八月十一日
東京法務局立川出張所

公 告

工場財産

福岡県久留米市荒木町荒木一七八番地日本機械工業株式会社の工場財産に東京都大和市大字蔵敷二二三番地東京工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日(三十二日)以内に権利を申し出て下さい。
昭和四十七年八月十一日
和歌山地方方法務局海南出張所